

食品等事業者のみなさまへ

HACCPに沿った衛生管理が制度化されました

どのようなことが制度化されましたか？

令和3年6月1日から、原則すべての食品等事業者に対し、一般衛生管理(施設設備の衛生管理や食品取扱者の衛生管理等)及びHACCPに沿った衛生管理について、定められた基準に従い衛生管理計画を作成し、実施状況の記録を行うこと等が義務付けられました。



「HACCPに沿った衛生管理」の基準とはどのようなものですか？

食品等事業者は、原則として、国際的な食品規格であるHACCP7原則に基づく衛生管理(HACCPに基づく衛生管理)を実施する必要がありますが、小規模事業者等では各業界団体が作成する手引書を参考に簡略化されたアプローチによる衛生管理(HACCPの考え方を取り入れた衛生管理)を行うことができます。

「HACCPに沿った衛生管理」の基準

事業者の規模等に応じて以下のいずれかの衛生管理を実施してください。

HACCPに基づく衛生管理(大規模事業者等)

使用する原材料や製造方法等に応じて、以下の**7つの事項を事業者自らが設定**してください。

- ①危害要因の分析、②重要管理点の決定、③管理基準の設定、④モニタリング方法の設定、
⑤改善措置の設定、⑥検証方法の設定、⑦記録の作成

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理(小規模事業者等※)

各事業者団体が作成した手引書が厚生労働省のホームページに順次掲載されていますので、手引書に則って衛生管理を実施してください。

※小規模事業者等とは、次の営業者のことです。

- ・食品の取扱いに従事する者の数が50人未満である小規模事業場を有する営業者
- ・飲食店(学校、病院その他給食施設を含む)営業、パン(概ね5日程度の消費期限のもの)製造業、そばや製造業を行う者 等



小規模事業者等は
手引書を参考に
計画書を作成してください
(裏面参照)

発行: 令和4年2月
浜松市保健所 生活衛生課 053-453-6114
浜北支所 053-585-1398

